

令和4年12月2日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年12月2日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	12番	渡邊 美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

11番 隅岡 美子

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課課長補佐	森 純子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

なお、隅岡議員は欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、ただいまより、令和4年第4回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶を頂きます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、おはようございます。

今日は、サッカーファンにとっては大変いいニュースが飛び込んできましたし、また、早朝からサッカーを見てて興じて、大変いいお気持ちになってる議員の皆様また町民の皆様方も多いと思います。本当に素晴らしい快挙を成し遂げてくれたということで誇りに感じているところであります。また、それと逆に大変危惧していることが、新型コロナウイルスの感染者数が増えてきた。増加してきたということでありませう。今、国の方針、施策っていうのが、インバウンドの人数制限を撤廃したり、また、旅割のような国内における人流が増加するような政策をとって、やはり経済・社会活動を活性化しなければいけないという方向に舵をとってきたということがありまして、それは、やはりそれで正しいと思っています。しかし、私どもは、やはり町民の命を守ることが重要課題になっておりますので、感染防止対策というのを十分施した上で様々なこと、行政運営も行っていかなければいけないと思っています。議員の皆様をはじめ、町民の皆様方には感染防止対策を十分施した中で、全てのことに対してのご活躍を心から願っているところであります。今日からこういう季節に、12月という季節になってきまして、今日から12月議会が開会となります。皆様方にとっても、また、私どもにとっても有意義な、そして実りの多い12月議会となりますことを心から期待をして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和4年第4回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第4回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番、兼若 幸一 君。10番、古川 幸義 君を指名致します。

日程第2.会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、小川 保 君。

議会運営委員会委員長（小川 保）

お早うございます。

会期の件でございますが、本日、12月2日より12月16日までの15日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。以上です。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より12月16日までの15日間とし、日程については12月2日、今日ですが、提案説明、3日（土）から6日（火）まで休会、7日（水）一般質問、8日（木）一般質問、9日（金）総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、10日（土）・11日（日）休会、12日（月）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会予備日、並びに行財政改革特別委員会、13日（火）から15日（木）休会、16日（金）議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が8名となっており、7日（水）は、通告順で1番から6番まで、8日（木）は、通告順で7番、8番までと致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月16日までの15日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3.諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告はタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

次に、委員長報告を行います。

11月21日に開催されました行財政改革特別委員会の委員長報告を求めます。行財政改革特別委員会委員長、兼若 幸一 君。

行財政改革特別委員会委員長（兼若 幸一）

お早うございます。

行財政改革特別委員会結果報告について、令和4年11月21日に開催した行財政改革特別委員会における調査結果について次のとおり報告する。

調査事項 1. 都市再生整備計画事業について 2. 伝統的建造物群保存地区の制度について

調査結果、執行部より、1. 都市再生整備計画事業について、2. 伝統的建造物群保存地区の制度についての説明があり、委員、傍聴議員より、

一つ、町道 255 号線は 1 工区から 3 工区的设计が平成 30 年度から令和 2 年度までとなっているが、現状では補償問題が今年度まで長引いているのでないか。

一つ、駐輪場整備工事を発注しているが、何台での設計なのか。

一つ、多度津駅はバリアフリー化しなければならないが、JR 四国との協議は進捗しているのか。

一つ、多度津駅周辺地区都市構造再編集中支援事業に基幹事業と提案事業とあるが、再度説明してもらいたい。

一つ、合田邸の予算は、別になるのか。

一つ、本通地区のカラー舗装・バリアフリー対応トイレ整備の予算は、どれ位なのか。また、カラー舗装する際に電柱を地中化したらどうか。

一つ、バリアフリー対応のトイレ整備は、本通分館のトイレと関連して考えているのか。

一つ、都市再生整備計画事業に伴う費用対効果として、人流などの目標値についてはどう考えているのか。

一つ、西側駅前広場の利用者は、どういう人を想定しているのか。また、利用者の駐車場はどうするつもりなのか。

一つ、パーク&ライドは、公園にする計画ではなかったのか。

一つ、財政が厳しい状況なので、新規事業をする際は議長を通じて事前に全議員に詳細を通知する体制を整えてもらいたい。

一つ、将来ビジョンに循環型都市とあるが、以前のように「せせらぎ水路」もないので、心を癒す効果がある水に関連する噴水や池も必要なのではないか。

一つ、民間の力で日常的な経済活動を向上させる空間に繋げるとあるが、飲食店も人通りもない状態で、どういう形で駅周辺開発をするのか教えてもらいたい。

一つ、西側駅前広場は芝生広場になっているが、屋根もベンチもなく子供連れで遊べるような寛げる空間が出来るのか教えてもらいたい。

一つ、駅前なので、他にはない楽しめる癒しの空間となるように、子供の遊び場所が欲しい保護者から意見を聞いて具体的な案を練ってもらいたい。

一つ、駅周辺開発事業では、各課の意見を聞くことも必要なのでないか。

一つ、各種のイベントの際には、旧庁舎の駐車場は使用出来ないのか。

一つ、鉄道発祥の地なので、西側駅前広場にミニ鉄道公園などを造ってトロッコ列車などを走らせたらどうか。

一つ、SLの展示は、これからも継続するのか。

- 一つ、西側駅前広場には、バリアフリーのトイレを設置しないのか。
  - 一つ、西側駅前広場の図面の中で自転車が通行しているのは、おかしいと以前に指摘したのに直っていないが、図面の変更は出来ないのか。
  - 一つ、芝生広場にキッチンカーを入れる計画になっているが、車を入れて芝生の管理が十分に出来るのか。アスファルトにすることは考えていないのか。
  - 一つ、西側駅前広場は図面どおりに植栽するのか。木が落葉樹だと落ち葉の清掃に困るのではないのか。
  - 一つ、都市再生整備計画事業の他にも町民会館のライト交換など多額の費用を要する事業がたくさんあるので、今の多度津町の厳しい財政状況を考えながら予算の有効活用が出来るようにしてもらいたい。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、町道 255 号線の設計業務については、令和 2 年度までで終わっている。
  - 一つ、駐輪場の計画台数は、現地調査によって東側で 170 台、西側で 223 台としている。
  - 一つ、J R 四国との多度津駅バリアフリー化の協議は見直しをしながら、都市再生整備計画と並行して進めている。
  - 一つ、基幹事業は道路や建物などのハード事業であり、提案事業は社会実験などの関連するソフト事業になる。計画上の全体事業費 16 億 100 万円のうち、基幹事業は 15 億 7,800 万円、提案事業は 2,300 万円である。
  - 一つ、合田邸については中期的な保全計画を作成するが、その予算は都市構造再編集集中支援事業とは別になる。
  - 一つ、計画ではカラー舗装に 4,000 万円とトイレ整備に 2,500 万円を予定しているが、現時点では仕様等について文化庁と協議中であり、電柱の地中化は考えていない。
  - 一つ、地域の賑わいも含めて本通分館の活動でも利用が可能なトイレを考えている。
  - 一つ、人流の目標値については、駅の乗降客を 1 日 4,200 人、跨線橋の利用者を 1 日 1,600 人、地域交流センターの利用者を年間 17,400 人としている。
  - 一つ、西側駅前広場の利用者は多世代の人を想定しており、近隣の駐車場を利用してもらいたいと考えている。
  - 一つ、今後の協議にもよるが、J R 四国がパーク&ライドを拡充すれば、町のパーク&ライドは新たな用途を総合的に考えたい。
  - 一つ、今後は桜川を綺麗にするなどして、町民が憩える場所にしたいと考えている。
  - 一つ、駅周辺開発整備では民間のキッチンカーでのイベントやマルシェの開催で日常的な賑わいの創出や経済効果が出来ると想定している。
  - 一つ、西側駅前広場はイベントデッキと芝生広場から子供が電車を見て楽しんでもらえる空間にしたいと考えている。ベンチはステージの階段や植樹帯の縁石

- を兼ねたサークルベンチを準備している。
- 一つ、前年度に開催したデザイン会議の中で、保護者から意見を聞いて計画しており、将来的には小さい子供用の遊具を検討したいと考えている。
  - 一つ、駅周辺開発事業においては、デザイン会議で民間と各課の若手職員の意見を聞いて計画している。
  - 一つ、旧庁舎の駐車場等は危険と判断しているので、使用出来ないと考えている。
  - 一つ、現時点で、ミニ鉄道公園は考えていない。
  - 一つ、屋根の付いたS Lの展示は珍しいものなので、今後も有効活用したい。
  - 一つ、西側駅前広場には、トイレの設置は予定していない。
  - 一つ、西側駅前広場は既に入札をして工事を発注しているので、成果物としての図面の変更は出来ない。
  - 一つ、キッチンカーを入れる場所の芝生は、適切に管理出来ると考えている。
  - 一つ、西側駅前広場の植栽は、シンボルツリーとしての多度津八重桜やオリーブ・ツツジなどを考えている。
  - 一つ、都市再生整備計画事業は本年が最終年度となっているので、計画に沿って進めさせて頂きたい。

以上のような答弁があり、1点目の都市再生整備計画事業について、行財政改特別委員会として調査を行なった。

また、2点目の伝統的建造物群保存地区の制度については、後日に開催する本委員会において質疑することです承した。以上です。

議長（村井 勉）

これより、ただ今の委員長報告に対する質疑を開始致します。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。これをもって委員長報告を終わります。

続きまして町長報告であります。これにつきましても既にタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4. 議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。政策観光課長。土井 君。

政策観光課長（土井 真誠）

お早うございます。

議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定についての

提案説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、旧合田家住宅（島屋）保全活用事業の推進に向けた資金調達の実施に伴い、当該事業に係る資金を計画的に運用するため、基金として積立てようとするものでございます。

条例の内容につきましては、第1条は、基金の設置の目的について定めるものでございます。

第2条は、基金の積み立てる額は、基金の趣旨に沿う寄附金と基金の運用から生じる収益金の合計額とし、一般会計の歳入歳出予算で定める額と定めるものでございます。

第3条は、基金の管理は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことを定めるものでございます。

第4条は、基金の運用益は、予算に計上して、この基金に編入することを定めるものでございます。

第5条は、処分については、設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることを定めるものでございます。

第6条は、委任事項について定めるものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5．議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第2号から議案第5号までの提案説明を申し上げます。

本改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、去る10月7日に勧告どおり閣議決定され、可決・公布されました。

本町におきましても他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものです。

改正の主な内容につきましては、議案第2号では「議会議員の期末手当」について、



議案第3号では「特別職の職員の期末手当」について、議案第4号では「教育長の期末手当」について、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で0.05ヶ月分引き上げようとするものです。

議案第5号では「一般職員の給与」について、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給与表を平均で0.23%引き上げるとともに勤勉手当について、支給月数を年間0.1ヶ月分引き上げ、期末勤勉手当の合計を年間4.4ヶ月とすることとし、これらの改正措置を令和4年4月1日に遡及して適用するものであります。

それでは、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和4年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に、引き上げ分100分の5をプラスし100分の165に改め、既に支給されている6月期分100分の160と合わせて、年間支給割合を100分の325とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和5年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の325の半分、100分の162.5ずつに割り振り、6月期は100分の160から162.5に、第1条で改正しました12月期を100分の165から162.5とし、年間支給割合は、令和4年度と同様の100分の325とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則と致しまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和4年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に、引き上げ分100分の5をプラスし、100分の165に改め、既に支給されている6月期分100分の160と合わせて、年間支給割合を100分の325とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和5年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の325の半分、100分の162.5ずつに割り振り、6月期は100分の160から162.5に第1条で改正しました12月期を100分の165から162.5とし、年間支給割合は令和4年度と同様の100分の325とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則と致しまして、第1項において施行期日、第2

項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和4年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の165に改め、既に支給されている6月期分100分の160と合わせて、年間支給割合を100分の325とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和2年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の325の半分、100分の162.5ずつに割り振り、6月期は100分の160から162.5に第1条で改正しました12月期を100分の165から162.5とし、年間支給割合は令和4年度と同様の100分の325とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則と致しまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページから2ページをご覧ください。勤勉手当の改正でございます。第20条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の令和4年12月期の勤勉手当について、現行の支給割合100分の95に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の105に改め、既に支給されている6月期分100分の95と合わせて、年間支給割合を100分の200とするものでございます。

第20条第2項第2号の改正は再任用職員の令和4年12月期の勤勉手当について、現行の支給割合100分の45に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の50に改め、既に支給されている6月期分100分の45と合わせて、年間支給割合を100分の95とするものでございます。

次に、給料表の改正ですが、3ページ上段から7ページ下段までにあります別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。再任用職員以外の職員につきまして改正後の下線部分、1級の1号級から87号級まで、2級の1号級から55号級まで、3級の1号級から35号級まで、4級の1号級から15号級まで、5級の1号給から7号級まで、給料月額を増額改定しようとするものでございます。それぞれ400円から4,000円の引き上げとなっています。

続きまして、第2条関係です。7ページ下段から9ページ上段までをご覧ください。勤

勤勉手当の6月期と12月期の支給割合の改正でございます。年間支給割合については変更ありませんが、6月期と12月期の支給割合を改正するものです。第20条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の令和5年度以降の勤勉手当の年間支給割合を、第1条で改正しました6月期100分の95、12月期100分の105から6月期と12月期に100分の100ずつ半分ずつに割り振り、年間支給割合を令和4年度と同様の100分の200とするものです。

第20条第2項第2号の改正は、再任用職員の令和5年度以降の勤勉手当の年間支給割合を第1条で改正しました6月期100分の45、12月期100分の50から6月期と12月期に100分の47.5ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和4年度と同様の100分の95とするものです。

9ページ中段からをご覧ください。附則と致しまして、第1項において施行期日、第2項で、第1条の適用日、第3項で第1条の規定による改正前の条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこと、第4項で適用者の在職基準日、第5項でこの条例の施行に関し、必要事項は規則で定めることとしてしています。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号の4議案の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第6号、多度津町使用料条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。住民環境課長、石井 君。

住民環境課長（石井 克典）

議案第6号、多度津町使用料条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

現在、多度津町の火葬場の使用料につきましては、町内に住所を有している者が死亡した場合のみ、町内居住者の使用料を適用しているため、火葬場の使用者である死亡届出人が町内に住所を有していても死亡者が町内に住所を有していなければ、町外者の使用料が適用となります。

しかし、近年の核家族化により死亡者が町外者で火葬場使用者が町内に住所を有している事例が増加しており、町民からの要望及び近隣市町の火葬場使用料の取扱い状況を踏まえ、火葬場使用者が町内に住所を有する者であれば町内居住者の使用料が適用となるよう要件を拡充する改正を行うとともに運用上での取扱いであった社会福祉施設等へ入所し、死亡した者及び死産児並びに生体分離肢体の火葬場使用料について明文化するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

1 ページの新旧対照表をご覧ください。太枠及び下線で示してある部分が改正箇所でございます。別表第2（第2条関係）のうち、火葬場の使用単位として、大人を12歳以上、小人を12歳未満と明文化し、併せて小人として運用しておりました死産児及び生体分離肢体に関する使用料につきましても明文化しております。

2 ページをご覧ください。本台墓地、葛原墓地、六地藏墓地、葛原南墓地の町営墓地につきまして、表中の備考欄に明記しておりました各墓地の1区画の面積等を使用単位及び使用料欄に明記し、表中の備考欄を削除しております。

また、別表第2（第2条関係）の表外に備考として、火葬場の使用に伴う「町内居住者」「町外者」「生体分離肢体」の定義及び社会福祉施設等への入所者の取扱いなど、要件を拡充し明文化しております。

3 ページをご覧ください。なお、この条例の施行日は附則において、令和5年4月1日と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第6号、多度津町使用料条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第7号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第5号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第7号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額106億2,890万円に歳入歳出それぞれ1億980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,870万円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正です。

5ページをお開き下さい。「第2表 地方債の補正」に記載してありますように、リサイクルプラザ整備事業を220万円に、道路整備事業を7,950万円に、河川整備事業を3,200万円に、公営住宅建設事業を3,980万円に、下水道事業を2,900万円に、社会教育施設整備事業を870万円に、農業施設整備事業を1,750万円に、総務事業を4,090万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは民生費、衛生費、農林水産業費など、減額補正は議会費、労働費、消防費となっております。

歳入における増額補正の主なものは、国庫支出金、繰越金、町債など減額補正は寄附金となっております。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございます。

24 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 209 万 5 千円の減額補正により、1 億 1,113 万 1 千円に改めるもので、項 1. 議会費、目 1. 議会費の減額でございます。

26 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 1,026 万 3 千円の増額補正により、16 億 2,734 万 2 千円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 1,103 万円の増額で、内訳としては、目 1. 一般管理費 460 万 4 千円、目 5. 財産管理費 639 万円、目 10. 交通安全対策費 3 万 6 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 徴税費は 113 万 3 千円の減額で、内訳としては、目 1. 税務総務費 123 万 3 千円を減額、

28 ページをお開き下さい。目 2. 賦課徴収費 10 万円を増額するものでございます。

項 3. 戸籍住民基本台帳費は目 1. 戸籍住民基本台帳費 70 万 3 千円の増額でございます。項 5. 統計調査費は目 1. 統計調査総務費 33 万 7 千円の減額でございます。

30 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 3,036 万 4 千円の増額補正により、34 億 6,371 万 1 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 707 万円の増額で、内訳としては、目 1. 社会福祉総務費 168 万 3 千円、目 2. 国民年金費 214 万 8 千円をそれぞれ減額、目 3. 老人福祉費 772 万 5 千円を増額、目 6. 社会福祉施設事業費 191 万 8 千円を減額、目 7. 障害者福祉費 509 万 4 千円を増額するものでございます。

32 ページをお開き下さい。項 2. 児童福祉費は 2,329 万 4 千円の増額で、内訳としては、目 1. 児童福祉費 133 万 1 千円、目 2. 児童保育費 2,196 万 3 千円をそれぞれ増額するものでございます。

34 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 2,226 万 8 千円の増額補正により、9 億 1,569 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 保健衛生費は 1,971 万 7 千円の増額で、内訳としては、目 1. 保健衛生総務費 2,200 万 3 千円を増額、目 2. 予防費 34 万 6 千円、目 3. 環境衛生費 18 万 7 千円をそれぞれ減額、目 4. 火葬場費 30 万 1 千円を増額、目 5. 環境保全費 205 万 4 千円を減額するものでございます。

36 ページをお開き下さい。項 2. 清掃費は 255 万 1 千円の増額で、内訳としては、目 1. 清掃総務費 12 万 3 千円、目 3. じん芥処理費 242 万 8 千円をそれぞれ増額するものでございます。

38 ページをお開き下さい。款 5. 労働費は 6 万円の減額補正により、921 万円に改めるもので、項 1. 労働諸費、目 1. 労働諸費の減額でございます。

40 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 1,875 万 7 千円の増額補正により、2 億 8,798 万 2 千円に改めるものでございます。項 1. 農業費は 1,771 万 2 千円の増額で、内訳としては、目 1. 農業委員会費 16 万 3 千円、目 2. 農業総務費 84 万 7 千円、目 3. 農業振興費 1,655 万円、目 5. 地籍調査費 15 万 2 千円をそれぞれ増額する

ものがございます。項3.水産業費は目2.漁港建設費 104 万 5 千円の増額でございます。

42 ページをお開き下さい。款7.商工費は 349 万 1 千円の増額補正により、2 億 1,210 万 6 千円に改めるもので、項1.商工費の増額でございます。内訳としては、目1.商工総務費 15 万 1 千円、目2.商工振興費 334 万円をそれぞれ増額するものがございます。

44 ページをお開き下さい。款8.土木費は 1,132 万 9 千円の増額補正により、15 億 1,368 万円に改めるものがございます。項1.土木管理費は目1.土木総務費 1,030 万 6 千円の減額でございます。項2.道路橋梁費は 1,729 万 3 千円の増額で、内訳としては、目1.道路橋梁総務費 33 万円、目2.道路維持修繕費 500 万円、目3.道路新設改良舗装費 1,033 万 6 千円、目4.交通安全施設整備費 162 万 7 千円をそれぞれ増額するものがございます。項3.河川費は目2.河川改良費 250 万円の増額でございます。項4.港湾費は目2.港湾建設費 150 万円の増額でございます。項5.住宅費は目1.住宅管理費 4 万 2 千円の増額でございます。

46 ページをお開き下さい。項6.都市計画費は目6.都市構造再編集中支援事業費 30 万円の増額でございます。

48 ページをお開き下さい。款9.消防費は 42 万 7 千円の減額補正により、3 億 5,858 万 7 千円に改めるもので、項1.消防費の減額でございます。内訳としては、目1.常備消防費 240 万 1 千円を増額、目2.非常備消防費 282 万 8 千円を減額するものがございます。

50 ページをお開き下さい。款10.教育費は 1,591 万円の増額補正により、11 億 6,221 万 8 千円に改めるものがございます。項1.教育総務費は 307 万 8 千円の増額で、内訳としては、目1.教育委員会費 3 万 5 千円、目2.事務局費 304 万 3 千円の増額でございます。項2.小学校費は目1.学校管理費 154 万 1 千円の増額でございます。項3.中学校費は目1.学校管理費 275 万 8 千円の増額でございます。

52 ページをお開き下さい。項4.幼稚園費は目1.幼稚園費 7 万 2 千円の減額でございます。項5.社会教育費は 847 万 1 千円の増額で内訳としては、目1.社会教育総務費 861 万 1 千円を増額、目2.公民館費 12 万 6 千円、目3.図書館費 1 万 4 千円をそれぞれ減額するものがございます。項6.保健体育費は 13 万 4 千円の増額で、内訳としては、目2.学校給食費 4 万 3 千円、目3.体育施設費 9 万 1 千円をそれぞれ増額するものがございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

12 ページにお戻り下さい。款14.国庫支出金は 6,795 万円の増額補正により、18 億 4,486 万 9 千円に改めるものがございます。項1.国庫負担金は目1.民生費国庫負担金 573 万 4 千円の減額でございます。項2.国庫補助金は 7,368 万 4 千円の増額で、内訳としては、目1.総務費国庫補助金 4,018 万 6 千円、目3.民生費国庫補助金

1,949万8千円、目7.衛生費国庫補助金1,400万円をそれぞれ増額するものでございます。

14ページをお開き下さい。款15.県支出金は1,083万9千円の増額補正により、7億3,744万9千円に改めるものでございます。項1.県負担金は目1.民生費県負担金78万4千円の減額でございます。項2.県補助金は1,162万3千円の増額で、内訳としては、目2.民生費県補助金583万2千円、目3.衛生費県補助金350万円、目4.農林水産業費県補助金71万8千円、目6.土木費県補助金157万3千円をそれぞれ増額するものでございます。

16ページをお開き下さい。款17.寄附金は4,749万円の減額補正により、3億411万1千円に改めるもので、項1.寄附金、目1.寄附金の減額でございます。

18ページをお開き下さい。款19.繰越金は1,919万円の増額補正により、1億8,754万4千円に改めるもので、項1.繰越金、目1.繰越金の増額でございます。

20ページをお開き下さい。款20.諸収入は1,031万1千円の増額補正により、3億3,958万4千円に改めるもので、項4.雑入、目4.雑入の増額でございます。

22ページをお開き下さい。款21.町債は4,900万円の増額補正により、6億8,638万2千円に改めるもので、項1.町債の増額でございます。内訳としては、目2.衛生債100万円の減額、目3.土木債3,780万円、目5.教育債530万円をそれぞれ増額、目6.農林水産業債50万円を減額、目8.総務債740万円を増額するものでございます。以上によりまして、歳入歳出の予算総額106億2,890万円に1億980万円を追加し、107億3,870万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8.議案第8号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）、議案第9号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第8号及び議案第9号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第8号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）についてでございます。

国1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額27億410万円に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億450万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明

致します。

国 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 147 万 2 千円減額し、4,429 万 6 千円とするものでございます。人件費と消耗品費の減額、業務委託料の増額により、項 1. 総務管理費のうち、目 1. 一般管理費を 147 万 2 千円減額するものです。款 9. 諸支出金は 187 万 2 千円増額し、2,247 万 4 千円とするものです。

内訳と致しまして、項 1. 償還金及び還付加算金のうち、目 1. 一般被保険者保険税還付金を 100 万円、目 3. 償還金を 40 万 8 千円、項 2. 操出金のうち、目 1. 直営診療所会計繰出金を 46 万 4 千円それぞれ増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。国 10 ページをお開き下さい。款 4. 県支出金は 8 万 2 千円増額し、19 億 8,322 万 5 千円とするものでございます。項 1. 県負担金のうち、目 1. 保険給付費等交付金を 8 万 2 千円増額するものです。款 6. 繰入金は 108 万 9 千円減額し、3 億 964 万 1 千円とするものでございます。項 1. 他会計繰入金のうち、目 1. 一般会計繰入金を 46 万 4 千円増額、目 2. 職員給与費等繰入金を 155 万 3 千円減額するものです。款 7. 繰越金は 140 万 7 千円増額し、140 万 8 千円とするものでございます。歳出の一般被保険者保険税還付金等の財源として、繰越金を予算化するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 40 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 450 万円とするものでございます。

次に議案第 9 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）についてでございます。

直 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 3,340 万円に、歳入歳出それぞれ 310 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,650 万円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明致します。

直 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 310 万円増額し、3,124 万 9 千円とするものでございます。人件費 51 万 1 千円の増額、消耗品費 4 万 8 千円の減額、業務委託料 263 万 7 千円の増額により、項 1. 施設管理費のうち、目 1. 一般管理費を 310 万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。直 10 ページをお開き下さい。款 3. 繰入金は 46 万 4 千円増額し、1,796 万 4 千円とするものでございます。歳出におきます人件費の増額及び消耗品費の減額等に伴うもので、項 1. 他会計繰入金のうち、目 1. 国保会計繰入金を 46 万 4 千円増額するものです。款 4. 繰越金は 263 万 6 千円増額し、263 万 7 千円とするものでございます。法改正に伴うシステム改修委託料の財源として、前年度の繰越金を予算化するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 310 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入



歳出それぞれ 3,650 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 8 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）及び議案第 9 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）を一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 10 号、令和 4 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 2 号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 10 号、令和 4 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 2 号）について提案説明を申し上げます。

下 1 ページをご覧下さい。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 10 億 2,470 万円に、歳入歳出それぞれ 30 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 2,500 万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費及び下水道費の増額補正でございます。

一方、歳入は繰入金及び町債の減額補正、県支出金及び繰越金の増額補正でございます。

次に第 2 条、地方債の補正につきましては、下 4 ページをお開き下さい。第 2 表、地方債の補正につきましては、限度額を 2 億 5,510 万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下 12 ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款 1. 総務費を 11 万 9 千円増額補正し、2 億 2,729 万 1 千円に改めるもので、これは主に項 2. 業務管理費の職員手当等の増額によるものでございます。款 2. 下水道費を 18 万 1 千円増額補正し、1 億 7,267 万 9 千円に改めるもので、これは項 1. 下水道費の主に給料、職員手当等の増額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下 10 ページをお開き下さい。款 4. 県支出金を 119 万 5 千円増額補正し、329 万円 6 千円に改めるもので、これは項 1. 県補助金の増額によるものでございます。

款 5. 繰入金を 1,162 万 5 千円減額補正し、4 億 4,398 万 4 千円に改めるもので、これは項 1. 他会計繰入金の減額によるものでございます。款 6. 繰越金を 3,973 万円増額補正し、4,083 万円 1 千円に改めるもので、これは項 1. 繰越金の増額によるものでございます。款 8. 町債を 2,900 万円減額補正し、2 億 5,510 万円に改めるもので、これは項 1. 町債の減額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額 10 億 2,470 万円に 30 万円を増額し、10 億 2,500 万円に改めるものでございます

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 10 号、令和 4 年度多度津町特別会計 公共下水道補正予算（第 2 号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第11号、令和 4 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第11号、令和 4 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）について提案説明を申し上げます。

介 1 ページをお開き下さい。今回の補正は、第 1 条において既定の歳入歳出予算の総額 25 億 9,240 万円に、歳入歳出それぞれ 550 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 25 億 9,790 万円に改めようとするものです。この度の補正のうち、歳出における増額補正の主なものは、保健福祉事業費と地域支援事業費でございます。一方、歳入における増額補正の主なものは、歳出の増額に伴う交付金等でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

介 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 100 万円の増額補正により、6,627 万 5 千円に改めようとするものでございます。項 1. 総務管理費は人件費等の増額により、目 1. 一般管理費を 80 万 2 千円増額するものです。項 2. 徴収費は通信運搬費の増額により、目 1. 賦課徴収費を 10 万円増額するものです。項 7. 計画策定委員会費は、高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定委員会の開催費用として、目 1. 計画策定委員会費を 9 万 8 千円増額するものです。款 2. 保険給付費は増減はありませんが、項 1. 介護サービス等諸費のうち、目 1. 居宅介護サービス給付費を 80 万円減額し、目 7. 居宅介護福祉用具購入費を 80 万円増額するものです。

介 16 ページをお開き下さい。款 4. 保健福祉事業費は 150 万円の増額補正により、590 万円に改めようとするもので、配食サービスの回数の増加によるものです。款 5. 地域支援事業費は 300 万円の増額補正により、1 億 4,201 万 7 千円に改めようとするものでございます。通所型サービス費の増加によるもので、項 1. 介護予防・日常生活支援総合事業費のうち、目 3. 介護予防・生活支援サービス事業費を 300 万円増額するものです。

次に、歳入について、ご説明致します。介 10 ページをお開き下さい。款 3. 国庫支出金は 75 万円の増額補正により、5 億 6,687 万 5 千円に改めようとするもので、歳出にお

ける地域支援事業費の増額に伴うものでございます。款4. 支払基金交付金は81万円の増額補正により、6億4,131万2千円に改めようとするもので、これも歳出における地域支援事業費の増額に伴うものでございます。款5. 県支出金は37万5千円の増額補正により、3億3,777万1千円に改めようとするもので、これも歳出における地域支援事業費の増額に伴うものでございます。款8. 繰入金は356万5千円の増額補正により、4億797万2千円に改めようとするものでございます。項1. 一般会計繰入金は、歳出における地域支援事業費と人件費、通信運搬費の増額に伴うもので、目2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を37万5千円、目4. その他一般会計繰入金を100万円増額するものです。項2. 基金繰入金は、歳出の増額に伴うもので、219万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ550万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ25億9,790万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）の提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第12号、工事請負契約の締結について（令和4年度多度津駅周辺駅前広場整備工事（西側駅前広場））を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第12号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。件名は、令和4年度多度津駅周辺駅前広場整備工事（西側駅前広場）でございます。工事場所は、多度津町栄町三丁目となります。

契約の方法は制限付一般競争入札によるもので、応札業者は4社でありました。

契約金額は1億6,316万3千円で、その内消費税額等は1,483万3千円でございます。参考までに、請負比率は86.99%でございました。

工事請負人は、香川県仲多度郡多度津町大字道福寺 355-1、株式会社 桃陵工業 代表取締役 中川 憲昭でございます。また、参考資料と致しまして、2ページに工事請負契約書及び附帯条件を3ページに位置図を添付しております。

工事の概要と致しましては、平成30年度より5ヶ年計画で実施しております都市再生整備計画に基づきまして、多度津駅西側約3,300㎡を駅前広場として整備するものです。

なお、工期につきましては、令和5年3月24日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定により、本工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第12号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12. 議案第13号、香川縣市町総合事務組合同約の一部変更についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第13号、香川縣市町総合事務組合同約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

本改正は、香川縣市町総合事務組合を構成する「香川県中部広域競艇事業組合」が令和5年4月1日から「香川県中部ボートレース事業組合」に名称変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項に基づき協議があり、香川県総合事務組合同約の一部変更が必要であることから、同法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。香川県総合事務組合同約の別表第1は、組合を組織する団体名、2ページ下段から5ページ上段の別表第2では、組合の共同処理する事務ごとの構成団体名、5ページの別表第3では、組合議会の選挙区の構成団体名が掲げられており、この別表第1、別表第2、別表第3において「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に名称変更するものです。

5ページ下段をご覧ください。附則と致しまして、施行日を令和5年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第13号、香川縣市町総合事務組合同約の一部変更についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重審議を期するため、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から第5号まで、及び議案第7号から第13号までの12議案を総務教育常任委員会に、議案第6号を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、13議案を会期中の総務教育常任委員会及び建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上を持ちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて、散会致します。

有難うございました。

散会 午前 10 時 28 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和 4 年 12 月 2 日  
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記